

議案第 57 号

湯梨浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

湯梨浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略			略		
選挙長	日額 <u>12,200円</u>	湯梨浜町 職員等の旅 費に関する 条例を準用 する。	選挙長	日額 <u>10,800円</u>	湯梨浜町 職員等の旅 費に関する 条例を準用 する。
選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>		選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>	
投票所の投票 管理者	日額 <u>14,500円</u>		投票所の投票 管理者	日額 <u>12,800円</u>	
期日前投票所 の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>		期日前投票所 の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	
開票管理者	日額 <u>12,200円</u>		開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	
投票所の投票 立会人	日額 <u>12,400円</u>		投票所の投票 立会人	日額 <u>10,900円</u>	
期日前投票所 の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>		期日前投票所 の投票立会人	日額 <u>9,600円</u>	
開票立会人	日額 <u>10,100円</u>		開票立会人	日額 <u>8,900円</u>	
略				略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。